

高知大学大学院総合人間自然科学研究科

修士課程地域協働学専攻会議規則

（令和2年3月16日
規則第74号）

（趣旨）

第1条 この規則は、高知大学大学院総合人間自然科学研究科委員会規則第8条第3項の規定に基づき、高知大学大学院総合人間自然科学研究科修士課程地域協働学専攻会議（以下「専攻会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

（組織）

第2条 専攻会議は、本専攻専任担当の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

（審議事項）

第3条 専攻会議は、次の各号に掲げる高知大学大学院総合人間自然科学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）から付託された事項及び専攻個別の事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学、課程の修了その他在籍に関する事項
- (3) 学位の授与に関する事項
- (4) 専攻内の教育に関する予算、教育施設、教育設備の管理に関する事項
- (5) 専攻の教育組織に関する基本的事項
- (6) 専攻長候補者、各種委員等の選出に関する事項
- (7) 学生の表彰及び懲戒に関する事項
- (8) 教員配置の要請に関する事項
- (9) 教員の教育業績の審査に関する事項
- (10) その他専攻の組織及び教育に関する重要事項

（議長）

第4条 専攻会議に議長を置き、専攻長をもって充てる。

- 2 議長は、専攻会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する者がこれを代行する。

（会議の開催）

第5条 専攻会議は、定例に開催するものとする。ただし、専攻会議構成員の5分の1以

上の者が、議題とその理由を示して専攻会議の開催を求めた場合は、専攻長は、これを招集しなければならない。

- 2 専攻会議構成員は、事前又は当日に複数人の賛同を得て議題を提出することができる。
- 3 専攻会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
- 4 専攻会議の議決が必要な場合には、議長を含む出席した構成員の過半数の賛同を得なければならない。ただし、可否同数の場合は、議長が、これを決するものとする。
- 5 専攻会議が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(委員会等への委任)

第6条 専攻会議は、専攻会議の所轄する事項を、専攻会議の議に基づいて設置した諸委員会に委任することができる。ただし、事後、専攻会議において、その報告及び承認を受けるものとする。

- 2 諸委員会の規則等は、別に定める。

(議事録)

第7条 専攻会議は、議事要録（配布資料を含む。）を作成し、保管するものとする。

- 2 専攻長は、議事要録の確認を行う。
- 3 専攻会議構成員は、議事要録を閲覧することができる。

(事務)

第8条 専攻会議の事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、専攻会議の運営に関し必要な事項は、専攻会議が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。